

■ 宇城総合病院における看護職員負担軽減計画(2023年度)

項目	現状	具体的な取り組み	これまでの取り組み
看護師の負担軽減 ・看護師の夜勤勤務体制の検討 ・業務量の調整	月夜勤回数上限・部署における夜勤時間72時間の確保 → <16時間夜勤体制> <12時間夜勤体制>の実施	・連続夜勤を行わない勤務の実施 ・看護師の勤務時間について、次の勤務まで12時間休息できるようにする。 ・夜勤回数の制限	・夜勤回数5回を上限とし、連続夜勤なし。 ・令和2年より、夜勤が出来る看護師の募集を引き続き行っている。 ・令和4年2月より、16時間夜勤・12時間夜勤に加え6時間(準夜勤)が同病棟で実施出来るようしている。
	業務時間管理の推進	業務内容の見直し	・令和2年3月より、日勤、夜勤の白衣の色を変える取り組みを、時間管理、残業時間の減少、患者サービス向上を目的に開始した。この取り組みは、看護補助者に対しても取り入れた。取り組みの導入後は、取り組みの状況が他職員の視界に入るため他部署からの評価はよい。 ・医師からの指示関連の時間集約に繋がっている。 ・病棟等の状況に応じ、他部署からの応援看護師の派遣や業務量の分散を行っている。 ・面会制限による予約面会・タブレット利用・洗濯物の受け渡しなどにより、業務量の増加が見られた。 → 一連の業務を病棟看護クラークへ業務移譲する。
	夜勤従事出来る看護師の減少	・夜勤専従看護師の採用し、病棟夜勤専従に配属 ・救急外来夜勤体制の確立	・令和2年度 入職1名(その後退職) ・令和3年度 入職0名 ・令和4年度 入職0名 募集継続 ・令和2年度 夜勤人員の確保、負担軽減の取り組みを継続する。 ・部署間の応援体制の確立 ・令和3年度 外来・手術室の応援体制を実施
看護補助者の業務拡大	・夜勤業務の拡大 ・毎月ミーティングを行い、問題点を抽出し改善点を検討	・看護師の負担軽減と患者サービスの充実のため、看護補助者の夜勤帯の補助業務を検討する。 ・夜勤の導入・人員の確保・業務の見直し	・看護補助者の人員確保が出来たため夜勤体制を導入し 3病棟で実施中 → 急性期病棟：16時間夜勤 亜急性期・回復期病棟：12時間夜勤 ・夜勤人員の確保、継続負担軽減の取り組みを継続 ・部署間の応援体制の確立
看護事務作業の軽減	看護業務に関連した事務作業の検討	病棟看護クラークを導入し、看護業務に関連した事務作業を軽減する。 委託業者(入院セット)導入の検討	・平成27年 看護クラークを4部署に配属 ・平成29年 医療情報課所属から看護部所属となる。 ・平成30年 面会案内・アンケート集計移行業務を移行 ・医療安全・感染対策室の事務業務一部を部長室クラークへ移行 ・令和2年 部長室クラークにコロナ対応事務業務を追加 ・平成29年 業務数の増加 研修会準備等業務を部長室クラークへ移行 ・平成30年 会議議事録の作成業務を部長室クラークへ移行 ・委託業者導入と看護補助者のおむつ補充作業削減に繋がっている。 ・令和元年 入院セット内容を見直し、利用数の増加を目指している。
医師と看護師の共同業務に伴う業務分担	医師との共同業務に伴う事務作業が多く負担があるため、分担できる業務を適宜見直しを推進	医療秘書課と協力し、医師と行う共同業務(指示受けの連絡など)の軽減を行う。その他、看護業務、管理業務に関連した事務作業を医師クラークへ移行	・令和3年1月より、外来患者の予約変更業務を医師クラークへ移行 ・令和3年2月より、患者問診を事務職員と協同で実施している。 ・コロナワクチン接種について、医事課・医師クラーク・事務・看護と協同業務が出来ている。 ・医師クラークが病棟で2時間業務を行うようになり、連絡業務の減少に繋がった。
多様な働き方への対応・支援体制・子育て支援	多様な働き方、勤務体系を推進	多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入	・令和元年度より、「日勤専従正規雇用」、「介護休暇制度」、「夜勤免除制度」の利用を継続して推進している。 ・令和2年より、病気による休職制度などを積極的に導入し、退職を回避できるよう取り組んでいる。
他職種との業務分担	入退院支援室を利用した支援業務の実施	部署長と支援内容検討	・看護の視点からの支援を行っている。 ・令和3年2月 “入院患者をお待たせしない”を目標に入退院支援看護師が患者対応にあたり同時に薬剤科等とも連携する流れを構築した。
	・当直事務 ・薬剤科による部署薬剤管理	外来患者事務作業の拡大	・時間外患者対応の内、受付事務作業は事務当直が実施している。 ・時間外の薬剤の授受の際、ダブルチェックのため薬剤科へ事務当直が同伴している。
新型コロナウイルス感染症に伴う負担軽減の取り組み	看護師のオンコール体制	特定の看護師に負担にならないようオンコール体制を継続	部署の勤務表に合わせて支障がなく連続にならないように配慮している。 → 令和5年度も継続
業務改善のための意見交換	他部署との直接調整検討		業務に関する意見交換を行っている。 → 現状を継続する
時間単位年次有給休暇の導入	時間単位年休を導入し、年次有給休暇の取得を推進	1時間ごとの細かな有給休暇が取得できる制度を整えた。	・令和3年1月より、1時間単位での年次有給休暇を導入し、各職員の生活スタイルに合った形での休暇制度を実現している。 ・有給取得率は上昇している。